(日本語訳)

タイ国会における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

- 1.国会職員・来館者等の安全確保
 - 1.1 マスクを常時着用してください。





1.2 「タイチャナ」・「モーチャナ」アプリ (最新バージョン) を介して QR コードをスキャンすること。 37.5 度以上の発熱、咳、鼻水、呼吸困難、味覚嗅覚等の異常な症状がある場合は入館禁止となっています。





1.3 入館の際は1階、地下1階(B1)、地下2階(B2)にある入り口及びエスカレーターの付近においてサーモグラフィーで**体温を測定**し、発熱がない場合は、自己検診の証としてステッカーを貼ってください。



1.4 アルコール手指消毒を行うこと。アルコールに敏感な方は流水と石けんで最低 20 秒間 手洗いをしてください。



1.5 国会議事堂に来館前、QR コードをスキャンするか、リンクをクリックして、新型コロナウイルス感染症スクリーニングフォームに職員・議員・記者などの対象となるグループ欄に√を入れること。記入されたデータは、衆議院事務局のデータベースに蓄積されます。





2. 国会議事堂内における感染防止

- 2.1 出退勤時の指紋認証タイムレコーダー・手書きの出勤簿の置き場所
 - 出退勤打刻の前後に、手指消毒にアルコールを使用すること。
 - 打刻の際は少なくとも1メートルの距離を確保すること。
 - 出勤簿の記入は、各自、ペンを持参すること。

2.2 入館受付

- 入館証の引き換え前後の消毒のために、手指消毒用アルコールジェル等を設置すること。
- 入館受付係は勤務中、手袋を着用せずに、手指の消毒・手洗いを徹底すること。
- 入館者から少なくとも 1 メートルの物理的な距離を保つようにしなければならない。
- 新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止対策として、受付カウンターに透明アクリル仕切り板を設置すること。

2.3 手荷物検査所

- 手荷物検査所に手指消毒用アルコールジェル等を設置すること。
- 検査装置のベルトコンベア等は消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)による清拭を 徹底すること。(噴射禁止)

2.4 エレベーター/エスカレーター

- エレベーターは1度の利用人数を6名に制限し、乗り降りすること。以下の写真の通り。
- エレベーターの乗車中には会話を控えること。
- エレベータ―利用の前後には、アルコール手指消毒を行うこと。
- エレベーター及びエスカレーターは定期的に消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)による清掃を実施すること。





2.5 本会議場·委員会会議室等

- 会議中は、仏暦 2548 年(2005 年)の非常事態における統治に関する勅令第 9 条に基づく 決定事項(第 23 号)に従って行動すること。
- 議場/会議室内および周辺の定期的な消毒、清掃を強化すること。マイク、椅子、背もたれ、ドア、ドアノブ、階段の手すり等の設備・備品・機材は消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)を用い、清拭消毒すること。
 - 議場/会議室内・前・議員席・周りに複数設置を実施すること。
 - 議員は本会議場・委員会会議室への入退室時、こまめに手指消毒を行うこと。
 - 着席・会話する際、少なくとも1メートルの距離を確保すること。
- 会議中、議員全員がマスクを常時着用する。**討論・討議時を除き、議長の許可により、マスクを 外しての発言を可とすること。**

- 衆議院の本会議においては、議員の随行者は1名、運転手は1名に制限する。運転手控室は 国会議事堂本館1階ロビーに設置している。
 - 本会議における採決は15分に制限する。議員同士の会話を控えること。

2.6 議員食堂

- 食堂の出入り口や食卓用テーブル等に手指消毒用アルコールジェルを設置すること。
- 手指消毒用アルコールジェル等を頻繁に使用すること。又は、石けんで最低 20 秒間手洗いをすること。
- テーブル席は定員数を制限する。1 テーブルに最低 1 メートルの間隔を空けて 2 名までの配置を 実施する。テーブルでは飛沫感染予防のために、パーティション(アクリル板等)や仕切りで区切ること。
- 食堂調理スタッフ及び給仕人は、原則として少なくとも 1 回の新型コロナワクチン接種を受けるかワクチンの接種証明書を保持すること。
- 食堂調理スタッフ及び給仕人は爪を短く切り、作業中に衛生帽子、マスク、エプロンを必ず着用すること。また、こまめに手指消毒用アルコールジェル等を使って手指を消毒すること。
- 利用者の飛沫がかからないように、料理にはフードカバーを設置し、保護すること。また、直接料理に接触しないようにゴム手袋を使用ぜすに、食品用手袋を着用するか、トング等を使用すること。
- 使用した調理道具や食器を洗剤で最低2回洗浄し、熱湯や沸騰水の中に沈め、30秒以上消毒すること。
 - 清掃員はマスクを必ず着用したり、石けんで最低 20 秒間手洗いをしたりすること。
- 営業時間の前後、消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)を用い、調理場、食卓テーブル、テーブル席、手が触れる機会の多い箇所は徹底的な除菌清掃を実施すること。
- 37.5 度以上の発熱、咳、鼻水、呼吸困難、味覚嗅覚等の異常な症状が出た調理人、給 仕人、料理の配達員の調理作業への従事を禁止する。速やかに医療機関を受診すること。

2.7 中央食堂

- 食堂の出入り口に手指消毒用アルコールジェル等を設置すること。
- 仏暦 2548 年 (2005 年) の非常事態における統治に関する勅令第 9 条に基づく決定事項 (第 23 号) に従って、テーブル席は定員数を制限する。
 - 注文時、最低 1 メートルの間隔を空けて列に並ぶこと。
- 頻繁に除菌漂白洗浄剤・除菌剤で床を掃除し、カウンターを消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)で清拭すること。
- 食堂調理スタッフ及び給仕人は、原則として少なくとも 1 回の新型コロナワクチン接種を受けるか、ワクチンの接種証明書を保持すること。
- 食堂調理スタッフ及び給仕人は爪を短く切り、作業中に衛生帽子、マスク、エプロンを必ず着用すること。また、こまめに手指消毒用アルコールジェル等を使って手指を消毒するか、石けんで最低 20 秒間手洗いをすること。

2.8 各オフィス

- 職員はマスクを常時着用すること。
- 消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)を用いて、デスク等の家具什器備品の清掃・消毒を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染者、あるいは新型コロナウイルス感染症が疑われる者と濃厚接触をした職員、感染者と同居あるいは長時間の接触があった職員、あるいは感染流行地域から来た者と濃厚接触をした職員は、最終接触日から 14 日間、健康観察と自宅待機とする。

2.9 トイレ

- 清掃員は除菌漂白洗浄剤・除菌剤でお手洗いを常時掃除すること。
- 手指衛生(手洗い、手指消毒)を心がけるようにトイレに掲示すること。
- 清掃・掃除後、ドア/窓を開け、換気すること。
- 使い終わったトイレ布巾やモップは除菌洗剤又は消毒液を用い、洗浄した後、天日干しでよく乾かすこと。
- 清掃員は作業中にマスクを着用すること。

2.10 シャトルバン (職員用)

- 運転手は原則として少なくとも 1 回の新型コロナワクチン接種を受けるか、ワクチンの接種証明書を保持すること。
 - 運転中、マスクを着用すること。
 - 運転手及び利用者のために手指消毒用アルコールジェル等を車内に設置すること。
 - 乗降時、必ずアルコール手指消毒を行うこと。
- 12台のシャトルバンの手すり、座席シート、肘掛等は消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)を使用した清掃を行うこと。
 - 駐車中、必ず換気を行うこと。







2.11 医学的準備·衛生管理

- N95 マスク・ガウン・ゴーグル・フェイスシールド・手袋・オーバーブーツ・キャップ等といった新型コロナウイルス感染症対策での防護具を備蓄すること。
- マスク、手指消毒用アルコールジェル、消毒用アルコール(濃度 70%以上のエタノール)を備蓄すること。
- 新型コロナウイルス感染症予防・抑制に関わる国会所属の医療従事者養成研修事業を実施すること。
- 国会内で感染者が発生した場合、バムラートナラードゥーン感染症研究所やワチラ病院等の患者受け入れ医療機関に連絡・搬送をすること。
 - 医療従事者が新型コロナウイルス感染症重症患者に早急対応できるようにするために、防護具 (PPE) の防護具の着脱実習や練習を実施すること。 以下の写真の通り。



衆議院事務局